

技術規約

第 1 条（総則）

1. 本規約は、本法人の技術体系に関する基本事項を定めるものとする。
2. 本法人が認定する技術資格は、本規約および審査規約に基づき、厳正かつ公正に認定および管理されなければならない。

第 2 条（技術資格）

1. 本法人が認定する技術資格は、級位、段位および技術免許（以下「IRE ライセンス」という。）とする。
2. 技術資格は、すべて審査規約に定める審査を経て認定する。
3. 本法人が認定する級位、段位および IRE ライセンスは、本法人の会員に対してのみ認定する。
4. 技術資格は、本部データベースへの登録をもって正式な資格として有効とする。

第 3 条（級位）

1. 級位は、段位取得前の技術水準を示す資格とする。
2. 級位は、十級から一級までの 10 段階とする。
3. 必要に応じて仮級を設けることができる。

第 4 条（段位）

1 実力段（Regular Dan）

1. 段位は、初段から十段までの 10 段階とし、それぞれの技術基準は次のとおりとする。

- 初段：基本技術を修得し、その基本的な運用ができる者
- 二段：基本技術を修得し、その運用に優れた者
- 三段：一般技術を修得し、その運用に優れた者
- 四段：総合的な技術を修得し、その原理を理解し応用できる者
- 五段：高度な技術を修得し、独自の工夫を加えることができる者
- 六段：心・技・体のすべてにおいて高度な水準に達した者
- 七段：心・技・体が円熟の域に達した者
- 八段：心・技・体が精妙の域に達した者
- 九段：空手の奥義を極めた者
- 十段：空手の奥義を極め、超凡の域に達した者

2 推薦段 (Recommendation Dan)

1. 前項の技術基準を満たしているにもかかわらず、やむを得ない事情により通常の段位審査を受験できない者に対しては、首席師範は推薦段を授与することができる。
2. 推薦段保持者は、同一段位の実力段審査を受験することができる。
3. 推薦段保持者は、上位の実力段を受験することができない。

3 名誉段 (Honorary Dan)

本法人に対して特に顕著な功績が認められた者に対し、会長は名誉段を授与することができる。

第 5 条 (技術免許 (IRE ライセンス))

1 免許区分

本法人は、次の技術免許 (IRE ライセンス) を定め、それぞれ A 級、B 級、C 級および D 級の区分を設ける。

- 指導員 (Instructor)
- 審判員 (Referee)

- 審査員 (Examiner)

2 権限

(1) 指導員 (Instructor)

- D級：支部内で指導することができる。
- C級：国内で指導することができる。
- B級：担当大陸内で指導することができる。
- A級：国際的な指導を行うことができる。

(2) 審判員 (Referee)

- D級：国内大会の副審を務めることができる。
- C級：国内大会の主審を務めることができる。
- B級：大陸大会の主審および世界大会の副審を務めることができる。
- A級：世界大会の主審を務めることができる。

(3) 審査員 (Examiner)

- D級：級位および初段の審査を行うことができる。
- C級：三段以下の審査を行うことができる。
- B級：四段以下の審査を行うことができる。
- A級：五段以下の審査を行うことができる。

第6条（技術免許の認定および更新）

1. IRE ライセンスは、首席師範が認定する。
2. IRE ライセンスは、所定の講習を受講し、毎年度末までに更新しなければならない。
3. 更新手続きを行わなかった場合は、IRE ライセンスを失効するものとする。
4. 失効した IRE ライセンスを再取得する場合は、所定の試験に合格しなければならない。

第7条（技術資格の停止・降格・取消）

技術資格は、次の各号のいずれかに該当する場合、停止、降格または取り消すことができる。

1. 会員資格を喪失したとき。
2. 所定の講習を受講せず、または更新手続を行わなかったとき。
3. 本法人の規約に重大な違反があったと認められたとき。
4. 本法人の名誉または信用を著しく損なう行為があったと認められたとき。

発効：令和3年4月1日

改訂：令和6年12月1日